

## 「奨学金受給対象などの学生への免除」について

### 1 基本的な考え方

現在、親元などから離れて暮らす学生がテレビ等の受信機を設置された場合、親元などとは別に受信料をお支払いいただく必要があります。（親元などに支払いがある場合は、家族割引の適用を受けることで受信料額が半額となります。）

受給条件として経済要件が課された奨学金を受給している学生や親元などが市町村民税非課税世帯の学生は、経済的に厳しい状況にあると考えられます。

そのため、こうした学生について、受信料の負担を軽減するため、全額免除の対象としたいと考えています。

なお、本施策は、NHK経営計画（2018-2020年度）における受信料の負担軽減策として実施するものです。

### 2 概要

#### （1）実施内容

##### ①対象（別紙参照）

親元などから離れて暮らす学生のうち、次のいずれかの要件に該当する学生を全額免除の対象とします。

（奨学金受給対象の学生）

- ・ 日本学生支援機構、地方自治体、学校および教育の機会均等に寄与するための奨学金事業を行なうことを目的とする公益法人が実施する奨学金制度のうち、経済的理由の基準がある奨学金制度の奨学金を受給している学生
- ・ 経済的理由の基準があり、上記の奨学金制度と趣旨目的が一致するとNHKが認めた奨学金制度の奨学金を受給している学生

（市町村民税非課税世帯の学生）

親元などの世帯構成員の全員が市町村民税（特別区民税を含む。）非課税の学生

##### ②申請手続き

受信料免除の適用については、ご契約者からの申請が必要となります。所定の「免除申請書」に必要事項を記入のうえ、免除に該当する証明書（学生証の写しに加え、奨学金受給対象の学生の場合は奨学生証の写し、市町村民税非課税世帯の学生の場合は非課税証明書またはその写しなど）を添付し、NHKにご提出いただきます。（現行の手続きと変更はありません。）

### ③免除事由存続の確認調査

免除事由存続の確認調査については、修業年限の最終年度にご契約者に対して実施させていただくこととします。修業年限以後も免除事由が存続する場合、あらためて免除に該当する証明書を提出いただきます。

### ④周知

以上の実施内容や具体的な手続き等につきましては、日本放送協会放送受信料免除基準等に定めたとうえで、NHKのホームページで公開するなど、十分な周知を図ります。

## (2) 影 響

### ①受信料収入

奨学金受給対象などの学生への免除に伴う受信料収入の減は、年間約23億円（2018年度は年間約4億円）を見込んでいます。

### ②受信契約件数

奨学金受給対象などの学生への免除により、現在の契約者のうち、新たに全額免除となる件数は約21万件と見込んでいます。

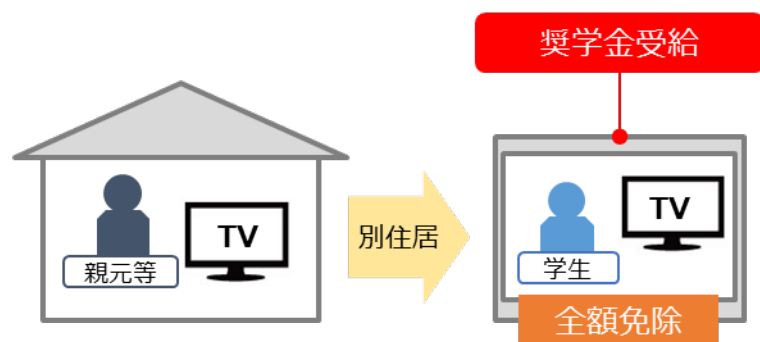
## (3) 実施時期

2019年2月1日を予定しています。

## 「奨学金受給対象などの学生への免除」について

親元などから離れて暮らす学生のうち、次のいずれかの要件に該当する学生を全額免除の対象とします。

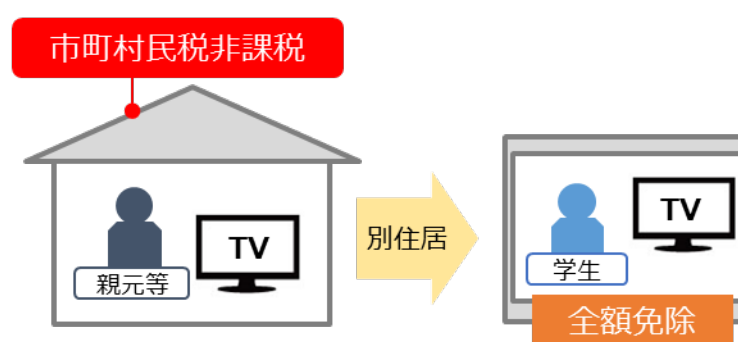
### 奨学金受給対象の学生



- ・ 日本学生支援機構、地方自治体、学校、公益法人\*が実施する経済的理由の基準がある奨学金を受給している学生
- ・ 経済的理由の基準があり、上記の奨学金制度と趣旨目的が一致するとNHKが認めた奨学金を受給している学生

\* 教育の機会均等に寄与するための奨学金事業を行なうことを目的とするもの

### 親元などが市町村民税非課税の学生



親元などの世帯構成員の全員が市町村民税（特別区民税を含む。）非課税の学生